

宮城県本吉郡志津川町・同郡歌津町の合併

【新町の概要】

1 新町名

みなみさんりくちょう
南三陸町

2 合併の方式

本吉郡志津川町及び同郡歌津町を廃し、その区域をもって新しい町を設置する新設合併とする。

3 廃置分合予定日

平成17年10月1日

4 新町の人口、面積

市町村名	住基人口(人) (H16.4.1)	国調人口(人) (H12)	面積(km ²) (H15 国土地理院)	人口密度 (H12:人/km ²)
志津川町	13,703	14,218	124.25	110.29
歌津町	5,626	5,642	39.48	142.50
南三陸町	19,329	19,860	163.73	118.05

5 合併の特徴

(1) 事務所の位置

当分の間、現在の志津川町役場(本吉郡志津川町塩入77番地)とする。

(2) 議会議員の取り扱い

市町村の合併の特例に関する法律の規定による特例は適用しない。
新町の議員の定数は22人とする。

(3) 農業委員会の取り扱い

農業委員会の選挙による委員については、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、平成18年7月19日まで、引き続き新町の農業委員会の選挙による委員として在任する。

(4) 地方税の取り扱い

地方税について、2町に差異がないので、現行のまま新町に引き継ぐ。

(5) 地域審議会

市町村合併の特例に関する法律第5条の4に基づく地域審議会は設置しない。

6 合併の経緯

H15.6.27	志津川町・歌津町合併協議会設立準備会設置
H15.7.22	合併重点支援地域の指定
H15.7.25	志津川町・歌津町による法定協議会設置議案を両町で可決
H15.8.1	志津川町・歌津町合併協議会設置

H15.9.17	合併の方式を確認「新設合併」
H15.11.1	名称の公募を開始（11/1～11/30、応募件数 670 件）
H16.1.21	新町の名称を確認「南三陸町（みなみさんりくちょう）」
H16.6.2	合併の期日を確認「平成 17 年 4 月 1 日」
H16.6.16	新町の事務所の位置を確認「志津川町役場」
H16.8.4	協定項目（48 項目）のすべての確認終了
H16.8.11	歌津町議会臨時会で「志津川町・歌津町合併期日の延期を求める決議」を議決
H16.9.18	合併協定調印式（当初協議内容）
H16.9.22	両町で合併関連議案を審議。志津川町で可決、歌津町で否決
H16.10.29	歌津町で合併関連議案を再提案、継続審議（合併特別委員会へ付託）
H16.12.5	合併の期日の変更を確認「平成 17 年 10 月 1 日」
H16.12.16	歌津町で再提案の合併関連議案を撤回（合併期日の変更関係）
H16.12.27	協定項目（48 項目）のすべての確認終了（再協議後内容）
H17.1.19	合併協定調印式（再協議内容）
H17.2.4	両町で合併関連議案（再協議後の内容）を審議。両町で可決
H17.2.9	宮城県知事へ廃置分合の申請書を提出
H17.3 予定	廃置分合に係る宮城県議会の議決
H17.3 予定	宮城県知事による廃置分合の決定

8 議員の定数について

議 員 定 数	22 人
現在の各町ごとの定数	志津川町 18 人 歌津町 15 人 計 33 人
特例の取り扱い	適用しない。